

○ 美幌・津別広域事務組合消防職員立入検査証票規則

〔昭和 46 年 12 月 1 日〕
規 則 第 5 号

改正 平成 3 年 3 月 7 日規則第15号

(目的)

第 1 条 消防職員が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 4 条及び第 16 条の 5 による、火災予防のため関係のある場所に立入検査をする場合に関係者に提示すべき証票は、別表の消防手帳でこれに代える。

(交付)

第 2 条 本証票を受けた者はみだりにこれを使用し、又は他人に貸与してはならない。

(返納)

第 3 条 本証票の交付を受けた者がその資格を失ったときは、直ちにこれを返納しなければならない。

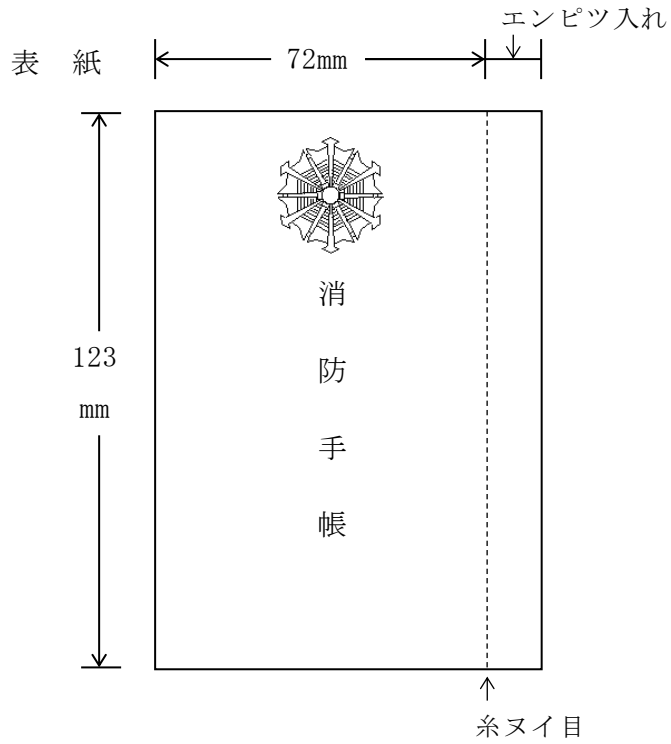
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年規則第 15 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表



台紙

	写	第
	真	号
年	氏 所	
月	名 属	
日		
貸与		